

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 7 月 14 日	
和歌山県知事 宮崎 泉	殿
提出者	
住 所 御坊市湯川町財部728-4	
氏 名 社会医療法人 黎明会 理事長 北出 貴嗣 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0738-22-8868	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	社会医療法人 黎明会 北出病院
事業場の所在地	御坊市湯川町財部728-4
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数182床 (一般病床131床 療養病床51床)
③ 従業員数	685名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	病室・手術室・処置室等 → 感染性医療廃棄物 → 保管 → 最終処分

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	162.78 t	t
	（これまでに実施した取組） 新型コロナウイルスの感染対策も終了し新型コロナウイルスでの入院患者数も減ったため目標値を下回ることができた。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排出量	180.00 t	t
	（今後実施する予定の取組） これまでに実施した取組を継続し、廃棄物の削減に努める。 尚、外来、入院患者数の状況により排出量は左右されるので目標値を前年度と同じとする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 医療現場から発生する感染性廃棄物であり、堅牢プラスチックケースを利用している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物であり、これまで実施した取組を継続するとともに、感染性・非感染性の区分をきちんと管理し廃棄物の減量に努める。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら直接再利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら直接再利用は行わない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立処分は行わない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	162.78 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	162.78 t	t
	再生利用業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	t
	(これまでに実施した取組) 処理業者と委託契約するに当たっては、事前の現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）を行うとともに、委託後に定期的な確認を行う。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	162.78 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	162.78 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	- t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取組を継続する。更に、適正な委託先の選定に当たっては、有料産業廃棄物処理業者に関する情報、公開される産業廃棄物処理施設の維持管理情報等を活用する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度 (6 年度) 実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	162.78	t
	(今後実施する予定の取組等) 令和2年4月1日より公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの電子マニフェストを利用開始。 今後も、電子マニフェストによる運用を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

管理責任者		職 名 : 院 長
現場責任者	現場作業場	職 名 : 感染担当看護師
保管担当者	保管現場作業所	職 名 : 営繕担当職員
役割	管理責任者	① 運搬、処理業者の委託契約の確認 ② 現場責任者、保管担当者の監督指導 ③ 産業廃棄物の関係法規の衆知
	現場責任者	① 感染性廃棄物取扱マニュアルの策定 ② 関係職員への教育、啓発指導等 ③ 感染性廃棄物処理法及び関係法令を順守した作業の推進
	保管担当者	① マニフェストの受領 ② 産業廃棄物の分別 ③ 保管業務

組織図

